

日本文化政策学会
第6回年次研究大会

2013年3月9・10日

各分科会座長による報告集

登壇した3人の報告に対して、曾田修司先生（跡見学園女子大学）に予定討論者をお願いした。自治体文化政策に強い関心が寄せられたうえ、初日の受付直後から始まる時間設定だったこともあって、会場は満席になった。立ち見が出るほどの熱気のなか、質疑応答も活発化し、報告者にはとてもやりがいのある分科会になった、と振り返っている。

石垣尚志さんの報告「地方都市における映画館の現状と課題 ―市民映画館、ミニシアターを事例に―」は、とてもタイムリーな題材だと感じた。2013年夏に予定される映画のデジタル配給に伴い、地方都市のミニシアターも設備更新を求められている。しかし財政基盤の弱さから費用を捻出できない恐れがあり、地方都市の映画上映環境に大きな影響を与えることが予想されるからだ。事例として取り上げた新潟市の「シネ・ウインド」、深谷市の「深谷シネマ」、尾道市の「シネマ尾道」では、いずれも設備を更新するための募金活動が始まっている。今後、どのような支援の可能性があり得るのか？ 地方都市の映画館環境を守ろうとする取り組みについて、報告者のこれからの調査を待ちたい。

吉田隆之さんの報告「ワークショップによる簡便な政策評価手法の妥当性・有効性の検討 ―あいちトリエンナーレ 2013 開催前の長者町地区を事例に―」は感銘を受けた報告の1つである。報告者は愛知県職員として同トリエンナーレ 2010 にかかわり、自治体文化政策の課題やジレンマに気づいた。同トリエンナーレは世間の注目度が高かったにもかかわらず、政策評価が形骸化している顕著な事例であると指摘してきた。これらの研究を受けて本報告では、2回目の同トリエンナーレを前に新たな政策評価の指針試案を提言した。熱っぽく語る報告者の姿に、自治体文化政策の評価手法を何とか改善したいと願う公務員が出現したことも同トリエンナーレ 2010 の重要な成果の1つだったのではないかと感じた。

渡部春佳さんの報告「自治体による芸術文化支援の現状に関する一考察 ―文化事業の実施と評価地域間比較を中心に―」は、札幌から熊本までの政令指定都市16自治体が行ってきた文化事業の内訳を整理することで、各市の特徴を浮かび上がらせようとする試みである。公開されている事務事業評価表（2012年現在）を用いて、芸術文化にかかわる一般事務事業・補助金事業の取り組み内容を収集した。「どのような芸術を」「どの階層に向けて」「どのような根拠で」の視点から、事業特徴と公共性判断の基準を明らかにしようとした。その結果、各市に共通する傾向と差異があることが浮かび上がった。本研究は始まったばかりなので、今後の調査の成果に期待したい。

21 世紀の日本においては、地方分権一括法から「新しい公共」への流れの中で、明治以来の中央集権型社会システムからの変革を目指した動きが進展してきており、文化政策の分野においても地方自治体の主体性が問われるとともに、NPO 法人や新制度下での公益法人をはじめとした民間非営利団体への期待が集まっている。本分科会では、国際比較も含め、文化政策における分権的なシステムに関する様々な視点からの発表を期待して臨んだが、官と民の関係、国と地方の関係、そして国際比較の視点からも興味深い 3 本の意欲的な発表が行われた。橋本みなみ「地域コミュニティにたいする当事者性についての一考察ーベルリンの『社会文化センター』を事例としてー」では、社会的包摂の実現をめざした民間機関として注目される社会文化センターについて、ベルリンの「ファブリーク」についての事例研究が紹介された。多様性に富む市民の草の根レベルの対話の場としての役割を果たしつつも、市民がサービスの供給側と受け手側に分離してしまうといった課題をかかえている点等が指摘された。討論者の太下義之氏からは、公的役割を果たす民間非営利団体としての評価のみならず、芸術家等が古い建物を不法占拠して社会的活動を行うスクワット(squat)の歴史についての視点を持つことの重要性についての指摘がなされた。福島久美「アート NPO における組織ミッション広報に対する支援ー経営基盤確立に向けてー」では日本のアート NPO が毎回の事業を繰り返して終始し、持続的な支援を得るために団体としての広報を行うことが困難な中、どのような支援が求められるのかを、子どもを対象とした事業を行っている全国のアート NPO に対するインタビュー調査もとに分析した結果が報告された。討論者の直田春夫氏からは、非営利団体に共通するサービス提供と支援の関係に関する基本的な構造の特徴についてのコメントがなされ、理論フレームに関する補足がなされた。長嶋由紀子「フランス第一次地方分権改革における文化の分権化制度設計」では、ミッテラン政権期に行われた地方分権改革のもとで進められた文化政策がどのようなかたちで現在に引き継がれているのかという点についての分析が、ナント都市圏における事例等も紹介しつつ展開された。討論者の三好勝則氏からは、財政的な構造と自治体の主体性等についてのコメントがなされ、文化政策における中央集権と分権の問題がフロアも交えて活発に議論された。

「日本の文化政策史」をテーマにした分科会では以下の 3 本の報告がありました。中村美帆会員（東京大学大学院人文社会系研究科文化資源学研究専攻博士課程）からは、「日本における『文化国家』概念の展開 ―戦後直後の文化国家論を中心に―」、土屋絢子会員（総務省）からは「明治期の『政策対象』としての演劇 ―演劇改良論争における「政治」と「社会」という語の対置を手掛かりとして―」、そして水野真由美会員（名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士課程後期課程）からは「アジア・太平洋戦争期における『日本文化講義』の実施に関する考察 ―名古屋高等商業学校における『日本文化講義』関係史料から―」でした。すべての討論者に、伊藤裕夫会員にお願いをしましたが、それぞれの発表に対して以下の指摘がありました。中村さんに対しては、日本における文化国家概念とドイツにおけるそれとの違いについて、さらには文化概念（ドイツ語の **Kultur** と英語の **Culture**）の多様性についての目配りについて指摘がありました。さらに、土屋さんに対しては、音楽と美術との比較の中で行われた発表に対して、当時の社会における演劇の意味づけとともに、当時の「社会」概念への考え方への指摘がありました。そして水野さんに対しては、この「日本文化講義」の、扱っている次回の全体的な動きの中での位置づけがどのようなものであるかが問われました。いずれの研究も丹念に研究資料を読み込んだ水準の高い発表でしたし、討論書の伊藤会員も十分に準備をしてくださった上でのコメントでしたので、質の高いやりとりが行われ充実した分科会でした。

この分科会では、各種有形・無形文化財・文化資産の、公共文化政策における多面的な有効性が主題となったといえる。佐古和枝氏（関西外国語大学）が報告した鳥取県「妻木晩田遺跡」は、日本最大の弥生遺跡として知られるが、その保存が市民運動によって決定づけられたことはあまり知られていない。佐古氏の報告は、遺跡などの文化財がもたらす価値を、自己認識、地域認識の核となること、市民活動の場所ともなること（人づくり）、まちづくりの核（アイデンティティ）としての発展性をもつことなど、様々な視点を豊富に提示し、文化政策学に占める文化遺産の重要性と視野を改めて印象づけた。山田浩之氏（京都大学名誉教授）の報告は、京都祇園祭を事例としてあげつつ、集団の求心的な「祭り」が、都市文化においては見物客を誘因する「祭礼」に進化し、それらは「祭礼資本（山田浩之）」と呼ぶべき有効な文化資本となることを示した。さらに、それらが都市経済に大きなインパクトを与えることを図示し、文化経済学的な面からも言及した。朝倉由希氏（東京芸術大学）は、福井県一乗谷の朝倉氏遺跡を事例として取り上げた。朝倉発表も、地域振興において、文化財・文化資源をたんなる観光振興に活用する視点では限界があり、持続可能な地域の発展に資するためには、地域住民自身の参画が不可欠であることを主張した。文化財と文化政策との極めて重要な関係が鮮明になったこと、また妻木晩田遺跡、祇園祭、一乗谷遺跡のいずれにおいても、市民、町衆、地元住民の存在と主体的な関わりが大きくクローズアップされたことが印象的な、実りある分科会となった。

この分科会では、インドネシアと地方都市の文化政策と、昨年成立した「劇場法」に関する、一見無関係に見える2つの発表があった。

まず林朋子氏(大阪市立大学都市研究プラザ)の「都市における芸術文化環境の創出」では、インドネシア・ジョグジャカルタ特別州における文化政策を、1980年代末から始まった2つの芸術事業、ジョグジャ・ビエンナーレとジョグジャカルタ芸術祭を比較し、その運営、特に民間との協働(ビエンナーレは主にキュレーターとアーティスト、芸術祭は幅広い市民の参加)という点から地域における文化振興の課題を提起したものである。

次いで小林真理氏(東京大学)の「劇場法の構造と課題～誰が活かす法律か」では、昨年制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が目指している点がどこにあるのか——地域の文化施設の活性化を目指すのか、実演芸術の振興を目指すのかが曖昧な点と、「活性化」の主体の不明確さをついた問題提起型の発表であった。そこで、発表者の要望もあり、また今研究大会で劇場法について論議する場が特に持たれていないことから、予定討論者の太下義之氏を交え、ミニ討論会の形式で論議を深めることにした。太下氏からはそれらは「劇場法」の課題では無く、「劇場」の課題であるとの観点から、観客の創造、(専門的)人材の育成、社会的機能の開発、劇場のアーツカウンスル化などが提起され、林氏のジョグジャカルタのケースも含め分科会テーマである「地域再生と人材育成」という観点から検討した。地域再生(活性化)という観点からは、活性化の対象は文化施設(あるいは芸術事業)なのか地域(文化)なのか、人材育成という点からは観客=市民なのかアーティストやアートマネージャー等の専門家なのか、これらをめぐり会場からの参加も含め(当分科会は発表者が2名と他の分科会より発表者が少なかったこともあり)30分を越える論議となったことは、研究大会終了後の3月末に文化庁から出された「指針」も含め、今後の「劇場法」体制下の地域文化政策の在り方を考える出発点となりえるものであったと思われる。

分科会Ⅱ－③「自由課題」報告

京都橘大学 阪本 崇

分科会Ⅱ－③は、「自由課題」ということもあり、それぞれ個性のある3つの報告を聞くことができた。

松本茂章氏による第1報告「開館半世紀を前にしたケルン日本文化会館の現状と課題」においては、表題にあるケルン文化会館の現状と課題だけでなくその特異な会館の経緯などが詳しく紹介されるとともに、主に人材や、あと5年足らずで借地契約がから今後の課題が論じられた。討論者の川村陶子氏からはそれらの点に加えて、インターネットで誰もが世界中の情報を入手できるようになった現在において、そもそも文化会館を維持すべき根拠を明らかにすることが課題であることが示された。

李知映氏による第2報告「植民地朝鮮における演劇統制政策に関する考察－1940年代前半期を中心に－」では、歴史的資料を丹念に追いつつ、演劇統制がその検閲を典型とする消極的なものから、戦時体制構築のための積極的なものへと変化していく過程が克明に示されたものであった。これに対し、討論者の藤井慎太郎氏からは、時をほぼ同じくして日本国内でも政府による同様の演劇統制が行われていることが指摘された。

高綺韓による第3報告「パブリックアートの設置プロセスにおける市民参加－日本の事例分析から導かれる台湾への提言－」は、市民参加のあり方が、パブリックアートを都市開発型、アートプロジェクト型の2つに類型化した上で、計画から設置後に至るまでの過程のなかでどのように行われているかを複数の事例について調査したものである。討論者の友岡邦之氏からは、市民参加に関わる問題は、ポピュリズムとパターナリズムの間の調停問題であるという指摘がなされた。

冒頭で述べた通り、「自由課題」である本分科会では、それぞれ全く異なる対象を扱った3本の報告が行われたが、そのいずれもから文化政策における根源的な問題に議論が及んだことは、非常に興味深い。今後の研究大会においてもこうした議論が行われることを望むばかりである。

土屋朋子さんの発表「欧州文化首都プログラムの変遷と地域への影響」は、1985年に始まる欧州文化首都（European Capital of Culture：ECOC）は当初、アテネ（1985年）、フィレンツェ（1986年）、アムステルダム（1987年）、ベルリン（1988年）、パリ（1989年）と各国の首都など大都市で開催された。芸術のオリンピックとしてスタートしたプログラムであった。しかし、1990年代に入ると、より小さな都市で開催されるようになり開催地域のローカリティーが強調されるようになる。また、インフラ投資が活発に行われるようになった。1990年のグラスゴーの事例は地域発展の契機になった優れたモデルとして評価されている（グラスゴー・シンドローム）。このようにECOCは、芸術振興という当初の目的から文化による地域再生へとその目的が変容していった。さらに2000年代に入ると国をまたいだ2都市による開催方式が採用されるなど、都市間連携の視点が付け加わった。

続いて、本田洋一さんは「ものづくりの技とアートの新融合：大阪府東部地域のものづくり企業における地域イノベーションに向けた取組」を発表した。大阪市東成区・生野区・平野区、東大阪市、大東市、八尾市などの大阪府東部地域には町工場が集積する「ものづくり」の盛んな地域であるが、親企業の海外移転や国際的競争の激化の中で、1980年代中頃から衰退がはじまる。このようななかで、この地域の中小企業にとって、従来アウトソーシングしてきた、商品企画・デザイン・販路開拓機能を新たな企業間ネットワークを構築することにより再編し、内製化へ近づけることが重要であり、行政の支援もそれをターゲットとしたものに再編していくことが重要であることを示した。

本分科会の論題「文化多様性と地域間交流」のもとに、三本の発表が行われた。

成蹊大学の川村陶子氏は「国際交流政策における〈自由〉と〈パートナーシップ〉—1970年代西ドイツの〈シュテック事件〉を例に」と題して、ゲーテ・インスティテュートが助成したロンドンでの展覧会カタログをめぐる論争を素材に、対外文化政策や異文化間交流運営のアポリアを鋭く問いかけた。体制批判的ポスター作家への公的国際交流機関の助成問題から生じた論点として、①表現の自由の保障、②パートナー的協力の重視、③主権国家関係としての国際文化関係の運営、の三点を抽出。これらは今日の国際交流政策にも通底する重要な問題群であることが、明快に論じられた。

東京大学大学院の三谷八寿子氏は、「バレエ・カンパニーの成立環境に関する考察—ニューヨーク・シティ・バレエの設立経緯から—」と題し、同バレエ団の設立者リンカーン・カースティンの活動を追うことで、アメリカにおけるバレエ・カンパニーの成立条件の考察を行った。カースティン個人のバレエへの愛情や意欲や具体的な取組みについては詳細に究明している。しかしカンパニーのファンドレイジングやマネジメントについての経営学的分析が欠けているために、文化史的研究に終始している点への指摘がフロアーからあった。成立条件の考察にとっての要衝なので、今後の研究に期待したい。

静岡文化芸術大学大学院の鈴木恵梨香氏は、「浜松における音楽を通じた多文化共生教育のあり方—外国人支援教育を越えて—」と題し、「音楽のまちづくり」と「多文化共生都市」をともに目指している浜松市の取組みを調査・分析することで、音楽による多文化共生教育の仕組みを追求した。同市では、外国人への支援には手厚いが、マジョリティが多文化共生への理解を高める学びの機会は少ない。そこで行政と並んで、今後は市民団体等においても「多文化共生分野」と「文化芸術分野」との連携を推進すべきであると提言し、「内なる国際化」のために文化芸術が果たすべき役割を示唆した。

以上の発表に対する討論者である秋野有紀氏は、専門とするドイツ文化政策研究の立場から、そのミリュー分析の手法などを紹介しながら、適切なコメントや質問を加え、全体に活気のある分科会となった。

「文化観光・文化産業の可能性」というテーマのもとに行われた3つの発表は、いずれもまちづくりや地域の活性化に文化資源をどのように活用するかという視点から観光を取り上げるという共通点を見出すことができた。また、その際は官民協働あるいは民の主体性が重要であることも明らかになった。

流通経済大学の坂野喜隆氏、石黒太氏の発表は、東京に隣接することにより逆に課題を抱える千葉県松戸市の観光振興に発表者の大学がゼミ単位で参画している事例を取り上げ、これを「協働（コラボレイティブ）ガバナンス」の一形態として捉え評価するというものであった。

川井田祥子氏の発表は、兵庫県篠山市の「歴史文化基本構想」策定及び歴史文化まちづくり資産の保存・活用に市民や非営利団体、アーティストなどが取り組んでいる事例を紹介し、これを官民協働の成果として捉えるとともに今後の課題である山林や耕地の景観保全にも市民が中心となる長期的な協働が必要であることを提言した。

富本真理子氏の発表は文化振興のために積極的に観光を活用する、という問題意識のもとにオルタナティブ・ツーリズムを取り上げ、具体的な事例として「まいまい京都」を紹介し、より深い文化理解が観光の魅力につながるという文化と観光のWin-Winの関係を論じるものであった。

一番目と二番目の発表については予定討論者の京都橘大学の阪本氏及び会場から協働とガバナンスについての指摘があり、文化を観光に活用する方法としての協働が課題として浮かび上がった。三番目の発表については予定討論者の九州大学の藤原氏よりオルタナティブツーリズムの「あやしき」についての指摘があり、会場が沸いた。今回の分科会のテーマは文化政策研究としてはまだ新しい分野であるが、会場の活発な議論に今後の可能性を見ることができた。